平成２３年（フ）第４９３号
静岡県熱海市相の原町44番13号　相の原市営住宅13棟504号
債務者　佐々木日登美
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５１５号
静岡県沼津市神田町２番５号　キャロットハウス神田町302、前住所静岡県沼津市岡一色270番地の１　405号
債務者　山本　恭央
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５２１号
静岡県沼津市西島町４―30　ソブリンハウス202号室、住民票上の住所静岡県富士宮市村山952番地の１
債務者　門部　憲瑞
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５２４号
静岡県田方郡函南町上沢652番地の10　グリーンメゾン101号
債務者　杉山芳子こと　王　　瓊珠
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５５０号
静岡県伊豆市土肥311番地
債務者　宇佐美高行
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２８７９号
名古屋市熱田区切戸町１丁目38番地　美晴荘206号
債務者　金山　隆博
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１０９号
愛知県小牧市古雅２丁目25番地　県営古雅第二住宅Ｃ街区１棟203号
債務者　田丸真紀子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６５５号
愛知県岡崎市中町５丁目８番地１　レオパレスセロームＢ―102
債務者　林　　幸弘
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６６１号
愛知県岡崎市鴨田本町６番地６
債務者　柴田万佐子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
京都府京丹後市大宮町口大野797番地
債務者　小巻　勝彦
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第９２号
京都府宮津市字鶴賀2085番地
債務者　河原真由美
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第２０３号
北海道苫小牧市桜木町４丁目３番26号
債務者　鈴木　浩次
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第８３号
山形県鶴岡市道形町１番14―32号
債務者　竹村　英紀
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第５８８号
茨城県ひたちなか市大字長砂1554番地35
債務者　大和田彦次
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６２７号
茨城県笠間市大郷戸199番地１
債務者　田中　美紀
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６３４号
茨城県水戸市白梅２丁目10番34―105号　アネックス白梅Ｂ棟、旧住所茨城県水戸市本町３丁目17番５号　ニュー本町ハイツ201号
債務者　瀧　　秀行
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６３８号
茨城県ひたちなか市大字田彦1364番地１
債務者　益子喜一郎
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６４２号
茨城県水戸市藤が原２丁目１番地の１　県営藤が原アパート３棟103号、前住所茨城県ひたちなか市烏ケ台1859番地25
債務者　川崎　悦子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　水戸地方裁判所